No.	内 容	質 問	回 答
1	募集に関すること	認定クラブの募集について教えてください。	今年度については、一次募集（7月～9月末）および二次募集（10月下旬頃～12月下旬頃）の実施を予定しています。それ以降については、状況を見ながら対応していきます。
2	募集に関すること	どの程度のレベルをめざしていれば認定地域クラブになりますか。	市が認定する地域クラブは、現在の部活動の意義や目的を継承する活動であることが前提ですが、競技性を求めて大会上位入賞をめざすクラブや、活動自体を楽しむためのクラブなど、その内容やレベルは問いません。
3	募集に関すること	どのような地域クラブの創設を想定していますか。	スポーツ・文化芸術活動ともに、多くの分野の地域クラブが立ち上がることを期待しています。一次募集では、特に活動種目に制限は設けず、認定次第、市公式サイト等で紹介していきます。二次募集では、一次募集の結果を受けて活動種目に制限を設けることも検討します。
4	募集に関すること	募集する種目などに制限はありますか。	一次募集では、種目や活動場所などに制限は設けていません。
5	募集に関すること	子どもたちが希望する種目について、子どもたちから意見を聴取したうえで募集を行うことはありますか。	令和7年度時点の小学5・6年生を対象にニーズ調査を実施しています。子どもたちの希望する種目の地域クラブがひとつでも多く立ち上がるように推進していきます。
6	認定に関すること	参加者がない場合や、中学生が参加していない場合は認定されませんか？	現在、中学生が参加していないクラブについても、認定要件に合致した活動の実態等があれば認定が可能です。中学生に対する募集は随時行っていただき、中学生の参加があった時点で市へ報告してください。
7	認定に関すること	特別な資格がなくても指導者として登録できますか？	指導者資格保持の有無によって認定の可否を判断することはありませんが、各種大会に出場する場合、競技種目によっては指導者資格が必要な場合がありますので、各自で確認をお願いします。
8	認定に関すること	「適切な指導の実施体制が確保されていること」とはどういうことですか？	適切な指導者による適切な指導を徹底するためにも、コンプライアンス体制の強化は重要です。そこで、認定地域クラブに登録されている指導者等を対象としたコンプライアンス研修を実施します。
9	認定に関すること	市外の生徒も受け入れ可能ですか？	例えば団体競技で、市内の参加生徒だけではチームが組めない、または参加生徒の希望があれば受け入れは可能です。ただし、今後、新たな公的支援を整備していくうえで、対象とはならない可能性があることは、ご理解ください。
10	認定に関すること	学校との連携とは、具体的にどのようなことをすればいいですか？	地域クラブ参加生徒が所属する学校に対して、活動計画（練習曜日や大会日程がわかるもの）を提出するとともに、学校の年間行事（テスト期間や修学旅行の日程など）に配慮して毎月の練習計画を立てること、また、中体連登録を地域クラブから申請する場合は、学校長へ報告するなどが必要です。
11	認定に関すること	週当たりの活動時間が11時間程度ということですが、それより少なくても問題ありませんか？	問題ありません。活動内容によっては、週1回程度の実施ということも考えられます。
12	認定に関すること	大会への参加等により、休日の2日間ともに活動することはできますか？	問題ありませんが、その場合は、翌週に休養日を増やすなどして、活動時間の調整を行ってください。
13	認定に関すること	大会やコンクールなどに出場することは認定の要件ですか？	認定要件でありません。必ずしも大会やコンクールに出場することが目的ではなく、生徒の居場所づくりや、勝敗にこだわらない活動も、地域クラブならではの活動です。
14	認定に関すること	役員（代表、副代表、会計、監事等）は必ず置かなければなりませんか？また、指導者と兼ねることもできますか？	団体の持続的・安定的な運営、また適切なガバナンス機能を確保するためにも、必ず設置してください。なお、指導者が役員を兼ねることは可能です。

15	認定に関すること	「〇時までに活動を終わらせなければいけない」といったルールはありますか？	市内の公共スポーツ施設の利用時間が22時までとなっており、できるだけ早い活動終了時間になるようにお願いします。
16	認定に関すること	現在部活動に所属している生徒が、年度途中から地域クラブへの移籍を希望することはできますか？	年度途中であっても、生徒自らが希望し移籍する場合は問題ありません。市としては、生徒が所属先を自由に選択できるように、学校および地域クラブと連携していきます。なお、中体連への登録申請時期の関係もありますので、移籍を希望する場合は事前に市へご相談ください。
17	認定に関すること	教職員が地域クラブを立ちあげたり、指導者として関わることは可能ですか？	可能です。ただし、所属する学校長を通して兼職兼業届を提出いただくことが必要です。なお、許可には基準があるため、詳細は学校教育課へお問い合わせください。
18	認定に関すること	市職員が地域クラブを立ちあげたり、指導者として関わることは可能ですか？	可能です。ただし、人事課を通して届を提出いただくことが必要です。なお、許可には基準があるため、詳細は人事担当課へお問い合わせください。
19	認定に関すること	現在の学校部活動と連携して、平日は学校で部活動、休日は地域クラブ活動をするような体制は可能ですか？	可能です。まずは休日の部活動を地域へ移行する休日先行型の地域展開となります。その場合、平日と休日で指導者が変わること、大会への出場方法などについて学校と地域クラブが密に連携を図りながら進めていく必要がありますので、事前に事務局へご相談ください。
20	認定に関すること	市外の競技団体が申請することは可能ですか？	市内に活動拠点を有する団体で、市内の中学生が参加できる団体であれば、申請可能です。
21	認定に関すること	既存の活動とは別に、中学生のための活動のカタチを整えなければ認定されませんか。	既存の活動であっても、認定要件を満たしていれば認定できます。
22	認定に関すること	認定要件として、学校との連携について記載がありますが、クラブの大会等と学校行事が重なった場合はどちらが優先ですか。また、学校のテスト期間中は活動を控えなければなりませんか。	基本的には学校行事等を優先するとともに、テスト期間中は活動を控えるなど、学校行事に配慮した活動計画を立てていただきます。
23	認定に関すること	認定された地域クラブと、それ以外のクラブとは何が違うのですか。	市が定めている認定要件を満たすか満たさないかの違いですが、市の認定を受けた地域クラブは、中体連などの公式戦出場にあたり特例措置を受けられたり、学校施設等の優先的な利用が可能となります。また、各種公的支援を受けられるよう、検討を進めています。なお、認定されない（または認定を希望しない）クラブであっても、中学生の参加が可能なクラブについては、「連携クラブ」として協力いただくことも検討しています。
24	認定に関すること	認定のメリットとして、「学校施設や公共施設を優先的に利用できる」とのことですが、他の団体との使用が重なった場合の取扱いはどうなりますか。	令和10年度の本格実施までは、学校部活動が存在するため、中学校施設は部活動が優先で使用されますが、小学校施設や、その他のスポーツ・社会教育施設については、各種利用団体と調整を進めながら地域クラブが優先的に使用できるよう検討を進めていきます。
25	認定に関すること	指導者を2人以上確保することとなっていますが、実力のある指導者の激しい言動に対して、サポートする指導者も追随した場合の、管理監督などは行いますか。	指導者は、市が主催する研修を必ず受講することが条件です。市としても、面談や視察を行ったり、保護者や参加生徒にも話を聞くなどの連絡体制を図りつつ、必要に応じて、指導者へ指導助言を行います。
26	認定に関すること	指導者を2人以上確保することとなっていますが、実際の活動は指導者1人でも構いませんか。	安全確保の観点から、指導者2人以上配置での活動を原則としていますが、やむを得ない事情により指導者が1人となる場合は、保護者や見守りスタッフなどにも協力いただきながら、生徒が安全・安心に活動できる環境整備をお願いします。
27	認定に関すること	小学生でも市外のクラブチームに所属している児童もいると思いますが、そのようなクラブも認定地域クラブになれるのですか。	宍粟市が認定する地域クラブには、市内に活動拠点があることを含め、活動時間の制限や月会費額の設定など、いくつかの要件があります。この要件を満たさないクラブについては、認定できません。

28	認定に関すること	参加者の定員などは設けてもいいのですか。	認定条件として、「参加を希望する生徒を広く受け入れ、選抜等を行わない」としています。ただし、生徒の安全・安心な活動環境を確保する必要もあると考えています。
29	クラブの管理・運営に関すること	指導者への謝金はどのようになりますか。	実技指導、生徒の見守りなど、関わり方が様々であるため一概には言えませんが、指導者等への謝金については、参加費と同様に、クラブごとに決めていただくこととしています。なお、国が示している部活動指導員への謝金の目安は、1時間あたり1,600円となっています。
30	クラブの管理・運営に関すること	指導者へ謝金を支払う際、源泉徴収は必要ですか？	源泉徴収義務者に該当する場合は必要です。詳細は国税庁のホームページをご確認ください。
31	クラブの管理・運営に関すること	クラブから謝金を受け取った際、確定申告等は必要ですか？	経費等を差し引いた年間の副収入が、20万円を超える場合は確定申告が必要です。詳細は国税庁のホームページをご確認ください。また、20万円未満であっても、住民税の申告は必要になります。住民税に関するご相談は市役所税務課までお願いいたします。
32	クラブの管理・運営に関すること	指導者も保険には必ず加入しなければいけませんか？	参加者、指導者ともに必ず保険に加入してください。
33	クラブの管理・運営に関すること	地域クラブ活動中の事故やトラブル等における責任の所在はどこですか？	活動中における責任（施設の不備等を除き）の所在は各地域クラブにあります。そのため各クラブには民間のスポーツ安全保険等に加入することが認定の要件です。活動中における自身のケガや死亡を補償する傷害保険、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした際の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する賠償責任保険などが想定されるためです。
34	クラブの管理・運営に関すること	適切な活動時間や休養日の設定（平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内の活動を基本に、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とし、週2日以上の休養日を設ける）について、具体的なイメージを教えてください。	1週間あたり平日4日（2時間×4日＝8時間）と休日1日（3時間×1日＝3時間）で平日と休日1日ずつ休養日を設けることとなっていますが、週1回のみ、月1回のみの活動でも問題ありません。また、休日（土・日）に活動の中心がシフトしていくことも考えられますので、平日の活動を3日以内に抑えつつ、休日に2日連続した活動を行うなども可能です。大会やコンクールにおいて休日2日間活動が行わる場合は、翌週に休養日を多く設けるなど柔軟な対応をお願いします。
35	クラブの管理・運営に関すること	参加者が負担する月会費は、必ず3,000円でなければいけませんか？	週1回（月4回程度）活動をされる場合の国が示す目安は3,000円ですが、クラブの活動内容によって変えることは可能です。
36	クラブの管理・運営に関すること	保護者負担は一定額とし、地域クラブに補填する形で、市からの援助のようなものをしてくれませんか。	参加生徒や地域クラブへの公的支援も含めて現在検討を進めています。
37	クラブの管理・運営に関すること	指導者の仕事の関係で、平日は早い時間からの活動が難しいのですが、それまで参加生徒はどうすればいいですか？	原則、参加生徒が学校に残って教員の負担となることのないよう、一時帰宅して活動時間までは自宅で過ごすか、指導者が到着するまでの間、保護者等がスタッフとして、生徒の活動を見守るなどの対応が必要です。
38	クラブの管理・運営に関すること	令和10年まで部活動が継続するなかで、地域クラブへ生徒が移籍したり、最初から部活動ではなく、地域クラブを選択しても良いのですか？	生徒の希望によるものであれば問題ありません。市としては、令和10年10月にスムーズに地域展開が完了できるよう、この過渡期においても、地域と学校がともに連携・協力しながら子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の場を確保していきたいと考えています。
39	クラブの管理・運営に関すること	平日は学校で部活動をして、休日に希望者だけが地域クラブをしている自治体もあるそうですが、宍粟市はそのようなことはしないのですか。	宍粟市は令和10年10月に、平日休日ともに切り替えるということで進めていますが、活動種目によっては部活動と地域クラブが連携しながら、活動の一部から徐々に地域へ展開していくケースも考えられます。
40	大会・コンクールへの出場に関すること	中体連の登録申請に期限はありますか？	原則、新中学2・3年生は3月30日までに、新中学1年生は翌年度の5月末までを申請期間としています。（R8.3.18発出「兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」より）

41	大会・コンクールへの出場に関すること	年度途中で部活動から地域クラブへ移籍した場合、中体連などの大会へ出場できますか。また、その場合の中体連の登録申請に期限はありますか？	原則、新中学2・3年生は3月30日までに、新中学1年生は翌年度の5月末までを申請期間としていますが（R8.3.18発出「兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」より）、年度途中の移籍が発生する場合は、事前に事務局へご相談ください。
42	大会・コンクールへの出場に関すること	地域クラブでの活動となったときに、中体連などの組織運営はどうなっていきますか。	今後は地域クラブ活動が主体となっていくことから、中体連の大会運営等も地域クラブが担っていくことが予想されます。
43	大会・コンクールへの出場に関すること	学校部活動と同じ種目の地域クラブができた場合、それぞれに参加生徒が分散してしまい、双方団体のチームが作れず、大会へ出場できなくなってしまうことはないですか。	校区内に学校部活動と同種目の地域クラブが立ち上がった場合における、部活動のあり方・大会への出場については、学校、地域クラブとも協議し、密に連携を図りながら、生徒たちが活動できない、または大会に出場できないといったことのないようにしていきたいと考えています。
44	大会・コンクールへの出場に関すること	本格実施の令和10年度以降は、中体連の大会自体はどうなりますか。	現時点の情報では、令和10年度までは種目数は減少するものの、全国大会までは計画されていますが、それ以降は未定のようです。将来的には、競技ごとの協会や連盟が主催の大会になっていくと思われます。
45	大会・コンクールへの出場に関すること	ひとつの地域クラブから複数のチームをつくって出場することはできますか。	大会の主催者が定める規定に従ってください。中体連主催の大会は、ひとつの地域クラブから複数のチームをつくって出場することはできません。
46	市の支援・補助に関すること	参加者の会費や指導者の謝金、活動に必要な道具の購入費用など、市からの補助（支援）制度はありますか？	部活動で使用していた備品類などは、地域クラブ活動本格実施以降、優先的にクラブに使ってもらえるようにしますが、原則、地域クラブの活動は、地域クラブの会費等で運営をお願いします。現在、市からの具体的な財政支援については、検討中です。
47	市の支援・補助に関すること	活動場所は、市で確保してもらえますか？	活動場所については、各地域クラブでの確保をお願いしています。市内の公共施設はWEB予約が可能となっています。
48	市の支援・補助に関すること	平日は遅い時間までの練習となる可能性がありますが、参加生徒の送迎支援はありますか？	原則、習い事と同様に自転車や必要に応じて保護者の送迎となりますが、広域な市域であるため公共交通機関及びスクールバスの活用も含めた検討を進めています。
49	市の支援・補助に関すること	参加生徒の会費や指導者謝金を一括で管理するような運営団体はないのですか？	現在はありませんが、将来的に、民間企業やNPO法人など、認定地域クラブの管理・運営を一括で担う運営団体の必要性は市としても感じています。
50	市の支援・補助に関すること	指導者資格取得に対する支援はありますか？	兵庫県の補助事業「JSPO公認指導者資格取得経費補助事業」も活用しながら、指導者が資格を取得しやすい制度を検討します。
51	市の支援・補助に関すること	学校部活動が令和10年まで続くということは、それまで中学校施設は使えないのですか？	現在、中学校施設は学校部活動が優先利用していますが、地域展開の進捗によって状況は変化していくと考えられますので、中学校施設の空き状況については、各中学校にお問い合わせてください。
52	市の支援・補助に関すること	学校施設の備品等を使えますか？	学校部活動に限らず、学校備品は各学校で管理・使用しています。備品等の使用については、各学校にお問い合わせてください。
53	市の支援・補助に関すること	特に冬場は日照時間が短く、十分な練習時間が確保できなかったり、屋外スポーツは照明の関係で夜間の活動ができませんが、どうしたらいいですか？	活動場所の確保だけでなく、設備（ハード面）についても課題があること、また平日（特に冬場）の活動については、今後検討を進めていく必要があると考えています。
54	市の支援・補助に関すること	学校の体育館を使用する際、スペアキーを貸与してもらうことは可能ですか？	セキュリティの関係上、各クラブへスペアキーを貸与することはできません。令和9年度から、市内の学校施設において、順次暗証番号管理のキーBOXを設置していく予定です。
55	市の支援・補助に関すること	夜間の練習になった場合、屋外スポーツは照明設備がないと活動ができません。市が設備を整えてくれませんか。	照明だけに限らず、屋外スポーツの環境整備は、市としても課題であると認識しており、既存の施設も活用しながら、本格実施に向けて環境を整えていきたいと考えています。